

# 政策の領域における「社会的経済」に関する考察

—市民社会論の視点から—

金 恩 愛\*

## Summary

This paper proposes a useful direction of the Social Economy (SE) in the area of public policy for civil society that does not depend on economic principles, focusing on the characteristics of the SE through examining the trends of the SE in the area of policy from the perspective of civil society theory. After being reinvigorated in recent decades, the SE have played a crucial role in addressing the complex social problems such as the social exclusion and poverty, which are caused by the decline of the welfare state and economic crisis. However, there was a kind of the strategic choice by the state to overcome the economic crisis in the background of re-emergence of the SE in the 1980s. Certainly, the definition of the SE have some characteristic ways of achieving the social purpose. The social purpose was emphasized on not capital but human tended to center around the question of the role of the SE in the context of economic theory. This paper suggests that it is important to change viewpoint of the SE related to the aspects of civil society, in particular human-oriented economy based on social value, and to change from dichotomous perspective to comprehensive perspective of the SE in the policy making.

## Key Words

Social Economy, Perspective of Civil Society Theory, Area of Policy, Dichotomous Perspective, Comprehensive perspective

## 目 次

はじめに

### I 先行研究

1. 「社会的経済」
2. 政策の領域における「社会的経済」
3. 「社会的経済」の特性

### II 市民社会論の視点からの「社会的経済」

1. 「社会的経済」に対する見方①
2. 「社会的経済」に対する見方②

### III 新しい市民社会と「社会的経済」

—日本の「社会的経済」

おわりに

## はじめに

本研究の目的は、市民社会論の視点<sup>1)</sup>から、政策の領域における「社会的経済」<sup>2)</sup>に関する動向を検討し、そこから抽出された「社会的経済」の特性に焦点をあて、市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」<sup>3)</sup>を目指すために有用な方向性について考察することである。さらに、こうした考察をもとに日本の「社会的経済」について検討する。

本研究における「社会的経済(Social Economy)」

\* キム ウンエ 総合政策研究科総合政策専攻  
博士課程後期課程  
2015年9月25日 査読審査終了

とは、経済的手段を取り、利益を得ながらも、社会的目的を実現するため、経済的・社会的活動をする市民社会の1つのモデルである。「社会的経済」における社会的目的については第I章で詳細に述べるが、営利を自己目的とする市場経済の経済的目的とは異なる。「社会的経済」は伝統的文脈<sup>4)</sup>からの古い概念であると同時に、現代的文脈からの新しい概念でもある。また、現代的文脈からの「社会的経済」<sup>5)</sup>は、(1)政策の領域における「社会的経済」と、(2)社会運動の領域における「社会的経済」に分けられる。前者は国家との協力関係の「社会的経済」であり、政策領域の内側(IN)の「社会的経済」を意味する。後者は国家との対抗関係の「社会的経済」であり、政策領域の外側(OUT)の「社会的経済」を意味する。ここでは、前者である政策の領域における「社会的経済」を研究の対象にしている。「社会的経済」組織の例として、伝統的見方からの協同組合・共済組合・アソシエーションと、現代的見方からの非営利組織(NPO)・社会的企業などが挙げられる。

近年、ヨーロッパ諸国では、社会運動的側面が強い「社会的経済」という概念<sup>6)</sup>が、国レベルの経済・社会政策の領域で取り上げられている。これは、福祉分野における国家の失敗と労働市場分野における市場の失敗で生じた「社会的排除(social exclusion)」<sup>7)</sup>といった社会問題と関係がある。こうした社会問題の解決が社会政策の課題になり、国家と市場に代わって肯定的な役割を果たすという期待から、「社会的経済」が政策指向的概念として再び注目されるようになった。

こうした傾向に大きい影響を与えているのは、EUとOECDによる「社会的経済」に関する研究である。<sup>8)</sup> 第三章に述べるが、日本でも、「社会的経済」という用語は直接的に使用されていないが、非営利組織(NPO)と協同組合という「社会的経済」に関する研究が行われている。特に、政策の領域においては「非営利組織促進法」のような法的・制度的な仕組みが整えられ、非営利組

織に対する期待は高まりつつある。

「社会的経済」は、国や研究者によって多様な用語で使われている。例えば、サードセクター(Third Sector)、非営利組織(non-profit organizations)、ボランティア組織(voluntary organizations)、独立セクター(independent sector)、連帯経済(solidarity economy)、市民経済(civil economy)などがある。各々差異が存在するものの、いずれにも共通するのは、資本優先の利益追求という経済的目的より、人間優先の社会問題解決という社会的目的を目指す市民社会的要素が、政策の領域で適用されているということである。

周知のように、OECDの「社会的経済」に関する研究によると、「社会的経済」が政策の領域で取り上げられている背景には、「社会的経済」が、社会的排除と貧困といった問題の解決と実践的シティズンシップ(active citizenship)と連帯(solidarity)の育成において多くの役割を果たすという、市民社会的側面と、政策指向的側面がある。これは、福原(2010)が指摘したように、社会的排除と貧困は政策指向的概念であり、社会的排除と貧困といった社会問題を解決する主体である「社会的経済」も政策指向的な概念であることを意味する。<sup>9)</sup> しかしながら、ここで注意すべき点がある。それは、「社会的経済」がいくら政策指向的概念であったとしても、どのような政策に適用されるかによって「社会的経済」に対する見方が変わる可能性があるため、政策の領域における「社会的経済」の位置づけが重要になるという点である。その理由としては、「社会的経済」が、経済政策のフレームの中で補完的仕組みとして取り上げられている現状から、政策の領域における「社会的経済」が、ヨーロッパで経済危機にある国家の政策選択を通して社会的・経済的危機を打開するため、戦略的に取り上げられ、社会的目的より失業などの経済的危機を克服するための経済打開策として提示されたという批判をもたらしたという点が挙げられる。

しかしながら、現在、「社会的経済」が経済社会政策の領域で有用な概念として扱われている現状は、市民社会において重要な示唆を与えられると思われ。1つは、社会運動の領域の従来型の市民社会が政策の領域の新しい型の市民社会へシフトしたという点である。言い換えると、国家・市場に対して理念型・対抗型の市民社会が、問題解決型・参加型の市民社会へ変容したという点である。そして、もう1つは、政治的イシュー中心の既存の市民社会組織から、経済的側面も含んだ日常生活中心の市民社会組織への変容をもたらしたという点である。言い換えると、従来の市民社会組織の限定された活動の領域がより広げられたという点である。それは、市民社会組織の多様な活動の領域を確保できたということの意味する。

そこで、本研究では、政策の領域における「社会的経済」、つまり政策領域の内側（IN）の「社会的経済」に関する肯定的・否定的見方を、国家・市場との新しい関係を構築した市民社会という市民社会論の視点から再検討し、今後の望ましい「社会的経済」に対する見解について考察する。本研究は、政策の領域における「社会的経済」を批判的に捉えるものではない。政策の枠内で、市民社会の変容を論じる際に有用な「社会的経済」としての可能性を探る作業の1つである。すなわち、この作業では、市民社会論の視点から、市民社会の変容の中で、特に市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」を目指すために有用な方向性について考察する。

本研究の結論を先取りして言えば、以下のとおりである。第1に、政策指向的概念として再登場した「社会的経済」は、伝統的「社会的経済」の社会運動的な思想を引き継いでいる。第2に、「社会的経済」の社会的目的は、(1)法的・制度的：「社会的経済」組織の規定（協同組合、共済組合、アソシエーション、非営利組織、社会的企業）、(2)規範的：「社会的経済」組織の運営方式（非営利性、民主性、自立、連帯・参加・ソーシャル・

キャピタル、エンパワーメント）に分けて考えられる。第3に、市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」を目指すために有用な方向性は、政策の領域で「社会的経済」組織を「利潤追求目的、つまり経済的目的に支配されない経済主体」として位置づけることである。そのためには、政策形成過程において市民社会を上位概念とする必要がある。第4に、「社会的経済」に対する見方を、制度的側面からの「補完的仕組み」と同時に、規範的側面からの「抵抗的仕組み」として再認識することである。

本論文の構成は、以下のとおりである。まず、第I章では、先行研究として歴史的な文脈からの「社会的経済」の動向と「社会的経済」の特性を検討する。第II章では市民社会論の視点から、「社会的経済」をめぐる議論に関する考察を行い、その考察をもとに今後の「社会的経済」の方向性を提示する。第III章では日本の「社会的経済」の現状と特性について考察する。最後には結論として本論文のまとめを行い、今後の課題について述べる。

## I 先行研究

ここでは、本研究の問題意識を明らかにするため、「社会的経済」を歴史的な文脈から簡単に整理し、政策の領域における「社会的経済」に関する定義と特性を中心に若干の検討をする。

### 1. 「社会的経済」

「社会的経済」が本格的に登場したのは、新しい市民権に関する議論が活性化していた18世紀であった。この時代は、国民国家の原則と方向性に関する社会的議論が活発に行われており、多くの社会組織の設立と繋がる市民権、つまり結社の権利は、個人が組織を通じて集团的行動を取ることができる自由を保障することによって「社会的経済」組織を作り出すための基盤となった（チュ2010：13）。

社会構造も農業経済から産業経済へと変わり、産業化が進むにつれ、新しい社会的要求が現れた。その時代に登場した19世紀の協同組合運動は、教会や企業のチャリティーから離れ、労働者ら自ら貧困と失業などの社会的問題の解決を目指したという点で意義がある。この協同組合のような初期の「社会的経済」組織の主たる目標は、市場の営利主義にさらされた弱い人々の利益を保護するか、または増進するため、生産と消費、そして貯蓄と信用サービスを提供することにあった。「社会的経済」は「協同原理を基礎とする社会主義的な伝統、キリスト教社会主義、自由主義学派、連帯主義などさまざまな流れがある」（角瀬 1997：2）が、「社会的経済」に対する伝統的見方は、協同組合運動の文脈で理解されている（角瀬 1997：大高 2005：チュ 2010：富沢 1997）。そして、「社会的経済」の活動は、資本主義の原理と対立的なものになり、19世紀には経済と社会との関係について幅広い議論が行われるようになった<sup>10)</sup>（チュ 2010：13-14）。このような伝統的「社会的経済」は、思想的な側面をもとにした実践であった。すなわち、国家と市場システムに対する抵抗的思想を構築しながら、市民社会の自発的・主体的行動が組織化され、実践されるという市民社会の運動であった。

現代的文脈から「社会的経済」という公式的な名称が使われるようになったのは、20世紀になってからであった（Defourny 1999：石塚 2005：チュ 2010）。フランスでは1970年代に協同組合、共済組合、アソシエーションが共同の社会運動を展開し、自分らの共通した領域を「社会的経済」と名乗ったが、従来の社会運動的な「社会的経済」を国レベルで注目し、<sup>11)</sup> フランス政府が1981年に社会経済府を組織することによって「社会的経済」の制度化がはじまったのである（大高 2005：チュ 2010）。この「社会的経済」の制度化は、一般的に「社会的経済」が政策の領域で捉えられるようになった1980年代の社会的経済的背景

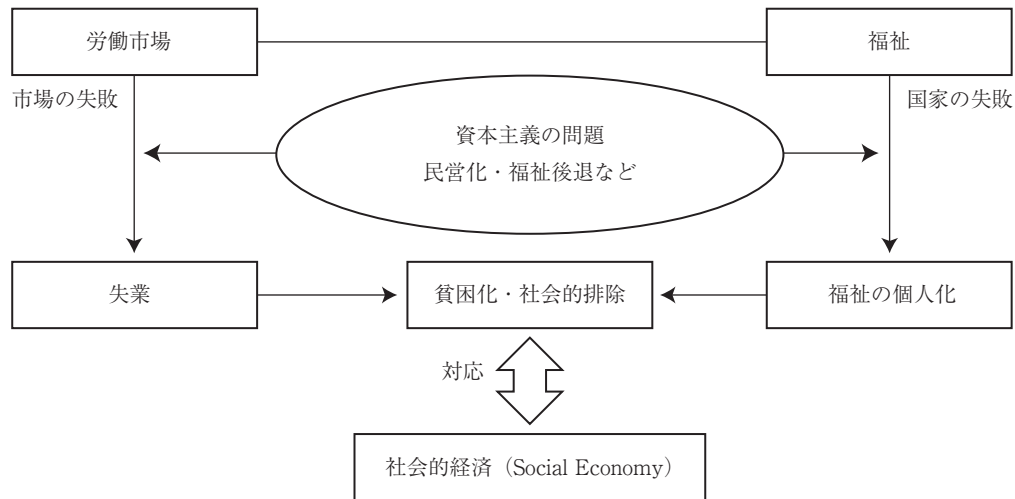
と関係がある。新自由主義の影響によって市場重視の政策が市場主義的な構造改革、民営化、開放化、労働市場の柔軟化、自律化などのような形で表出されるようになった。その影響は、公的部門の縮小、雇用の不完全化、非正規化、所得不平等が拡大するという形で現れた（田中 2010：大沢 2011）。

このように、「社会的経済」が国レベルで注目される前は、戦後の持続的経済成長と完全雇用の達成、制度的福祉国家の拡大によって衰退した時期もあった。しかしながら、その後の社会的経済的環境の変化による経済構造の調整、失業、貧困拡大などによって福祉国家の危機が迫られるようになり、その結果、国の選択によって「社会的経済」が、再び注目されるようになったのである（チュ 2010：17）。これを簡単に表わしたのが、図1である。

「社会的経済」の再登場に関する論は、図1のように考えるのが一般的である。「社会的経済」は、民営化・構造改革・労働市場の柔軟化のような新自由主義政策を打ち出した国家と市場の失敗によって失業と福祉の個人化が進められ、その結果、生じた貧困化・社会的排除といった社会問題に対応するため、再登場したのである（大沢 2011：チャン 2006：大高 2005：石塚 2005）。

このような「社会的経済」の再登場の背景には、2つの側面が考えられる。それは、経済・社会政策の枠組で「社会的経済」が注目されるようになったという側面と、市民社会側が主導したのではなく、経済危機に直面した国家の選択によるものであったという側面である。<sup>12)</sup> 再登場した「社会的経済」は、EUやOECDのような国際機関で政策指向的概念としての重要性が認められている。すなわち、国家と市場に代わって社会的需要を満たす役割を担う民主主義的経済活動の担い手として、政府とパートナーシップを形成する第3の経済セクターとして、「社会的経済」は経済社会政策において重要な概念として採択されてい

図1 「社会的経済」の再登場の背景



出所：チャン (2006) より作成。

る。反面、社会運動の領域では、社会的排除と貧困といった社会問題をもたらす新自由主義に対抗する主体として、反グローバリズム運動のような新しいパターンの社会運動を説明する際に重要な概念として捉えられている。

ここで注目したいのは、政策指向的概念として再登場した「社会的経済」である。なぜならば、市民社会的側面が政策の領域で取り上げられるようになったことによって、国家・市場に対して理念的対抗的な関係の市民社会というだけではなく、参加的協力的な関係の市民社会も考えられるということに意義があるからである。勿論、政策の領域における「社会的経済」、市民社会が、本来の市民社会の領域として認識されてきた社会運動の領域から離れ、制度化されることになるにつれ、様々なリスクも生じるだろう。しかしながら、ここでは、市民社会が政策指向的概念として重要視されつつある現状を踏まえて、政策の領域における「社会的経済」を取り上げる。

## 2. 政策の領域における「社会的経済」

以上のように、「社会的経済」の再登場の背景

と特徴は明確である。「社会的経済」に関する定義は、国家や研究者によって多様であり、現在でも普遍的に通用する定義はない（栗本 2011：OECD 2007）。ここでは「社会的経済」という用語を用い、多くの国の政策立案者らに大きい影響を与えている EU と OECD が定めている定義を検討し、そこから見られる「社会的経済」の特性を検討する。

まず、EU (2010) の定義によると、「社会的経済」は、共同の欲求を持つ人々によって、そして、その人々のために作られた企業で構成されたステークホルダー経済 (stakeholder economy)<sup>13)</sup> の一部であり、重要な経済行為者である協同組合 (cooperatives)、共済組合 (mutual societies)、非営利組織 (non-profit associations)、財団 (foundations)、社会的企業 (social enterprises) を含む概念である。大沢 (2011) は「EU では、福祉国家を再編し貧困と社会的排除を克服するという課題が、経済社会政策の主流に据えられるようになり、今回の経済危機<sup>14)</sup>のもとでその主流化が不退転のものになっている。その際に社会的経済に期待される役割は、いっそう大きいのである」(大



沢 2011 : 23) と述べているが、「社会的経済」が経済政策という文脈からのものであれば、大沢 (2011) が言った期待される役割は、現在国家・市場が直面している経済的危機を克服するための策としての役割であるとも読み取れる。

次に、OECD (2007) では、「社会的経済」を組織の活動の性向によって2つに分けて定義している。1つは、国家と市場の間に存在する全ての組織で社会的要素と経済的要素を持つ組織、例えば、非政府組織や経済開発組織や協同組合などの非営利セクターと、社会的目的を持ち経済活動が元になっている市民社会組織も含まれている。もう1つは、市場の組織の企業家精神を手段として、「社会的経済」組織の実践を意味する。核心的な経済活動としては、雇用創出、社会的な財貨とサービス提供、教育トレーニング、技術的・財政的なサービス提供が挙げられる。OECD の報告書を見ると分かるように、OECD における「社会的経済」は、政策領域における「社会的経済」の可能性を提示している一方、経済理論に対する新しい視点として、経済政策の一環として見なす傾向がある。

これらの「社会的経済」の概念の定義では、社会的排除と貧困といった社会問題を解決するという政策の課題に対し、「社会的経済」を手段的・道具的に捉えている。また、市民社会側の主導ではなく、経済危機に直面した国家の選択によって採択された「社会的経済」が、経済政策の領域で取り上げられているものであるため、「社会的経済」が概念的には社会的目的を優先するという市民社会的側面が期待される概念であっても、実践的には市民社会的側面がどのように反映されているのかが疑わしい。言い換えると、EU と OECD の定義は、前節で述べた「社会的経済」が再び注目された背景から生まれたものであり、政策論の視点から国の社会・経済政策に、国家の選択によって市民社会的側面を導入されるという側面があるものである。このような文脈から見ると、市民社

会的側面が政策の領域で取り上げられるようになったという点では肯定的に考えられるが、その市民社会的側面が限定されてしまう可能性も生じるといえる点では否定的にも考えられる。

こうした問題意識を踏まえ、第3節では「社会的経済」における市民社会的側面とは何かを探る。そのためには、「社会的経済」を市民社会論の視点から再考察する必要があると考えられる。

### 3. 「社会的経済」の特性

前節で検討した「社会的経済」の再登場の背景と定義から、「社会的経済」は、社会的排除と貧困のような社会問題に対応するため、経済的手段を取り、利益を得ながらも、営利を目的とする市場経済の経済的目的とは異なる社会的目的を実現する仕組みである。ここで考えられるのは、「社会的経済」は、市民社会的側面と経済的側面で成り立つ概念であるが、市民社会的側面を軸にして経済的側面が加えられた概念として捉えられていることである。すなわち、市民社会的側面が経済的側面に左右されない概念である。

しかしながら、市民社会論の視点から見ると、政策の領域における「社会的経済」は、市民社会的側面があるものの、経済的側面を軸にして市民社会的側面が加えられた傾向があると思われる。これは、政策領域の内側 (IN) の「社会的経済」では利益追求という経済的側面が協同・連帯・信頼のような市民社会的側面より優先される可能性が高いことを意味する。そこで、市民社会的側面をより重要であるということを示すために社会的目的を優先するという「社会的経済」の特性を明確にする必要がある。そこで、ここでは「社会的経済」の特性を規定する「社会的目的」とは何か、を中心に検討する。

ドゥフルニ (Defourny, J. 1999) は「社会的経済」を理解するためのアプローチとして、2つを取り上げている (Defourny 1999:11-17)。1つは、法的・制度的アプローチ (legal and institutional

approach) である。このアプローチからの「社会的経済」は、協同組合 (co-operative enterprises), 相互扶助 (mutual aid societies), アソシエーション (association) という3つの基本要素で成り立っている。この「社会的経済」は、市場部門と公共部門の間で両者を通して満足できない点を解決するために、財貨とサービスを提供する経済活動領域として規定されている。そして、この「社会的経済」組織には、一般的に協同組合、共済組合、アソシエーションの性格を持つ非営利組織、財団などが含まれている。ドゥフルニ(1999)によると、これらの組織の特性が「社会的経済」の特性と繋がる。なぜならば、産業社会においては多くの組織が存在するため、その中から「社会的経済」組織としての役割を果たせる組織を区別する必要があるからである。もう1つは、規範的アプローチ (normative approach) である。このアプローチからの「社会的経済」には、いくつかの原則がある。それは、(1)利潤よりもむしろメンバーあるいは共同社会への奉仕を目的とすること (placing service to its members or to the community ahead of profit), (2)自律的運営 (autonomous management), (3)民主主義的意思決定のプロセス (a democratic decision-making process), (4)収益の配分における、資本に対する人間及び労働の優先 (the primacy of people and work over capital in the distribution of revenues), という原則である。ドゥフルニ (1999) によると、「社会的経済」の目的は人々にサービスを提供することであるが、そのサービスが資本の投資という側面からのサービスではないということである。また、自律的運営という原則 (自律性) は、行政による商品とサービス生産と区別されるもの (特性) である。そして、民主主義的意思決定のプロセスという原則 (民主性) は、資本に左右されない意思決定の可能性を高める。最後に、人間及び労働の優先という原則 (優先性) は、「社会的経済」組織の活動の範囲を広げる。

これらのアプローチは、「社会的経済」という概念を理解する際に、重要な視点を提示している。それは、資本より人間中心の視点である。すなわち、(1)市場経済における「社会的経済」が営利の追求という経済的目的を優先とする他の経済的組織と異なるという点を示している。また、(2)市民社会的側面と経済的側面という両面性を持つ「社会的経済」が経済的側面よりは市民社会的側面が優先されるべきという点を示している。さらに、(3)社会運動論の一環である政策領域の外側 (OUT) の「社会的経済」においても、政策論の一環である政策領域の内側 (IN) の「社会的経済」においても、「社会的経済」の特性を論じる際に重要であるという点を示している。

この人間中心の視点は、「社会的経済」を論じる際に強調されている社会的目的に対する明確な認識と相通する。「社会的経済」において社会的目的は、「社会的経済」が経済的手段を取り入れながら活動をしているため、利益追求という経済的目的を優先する市場経済と区別するには重要な特性である。

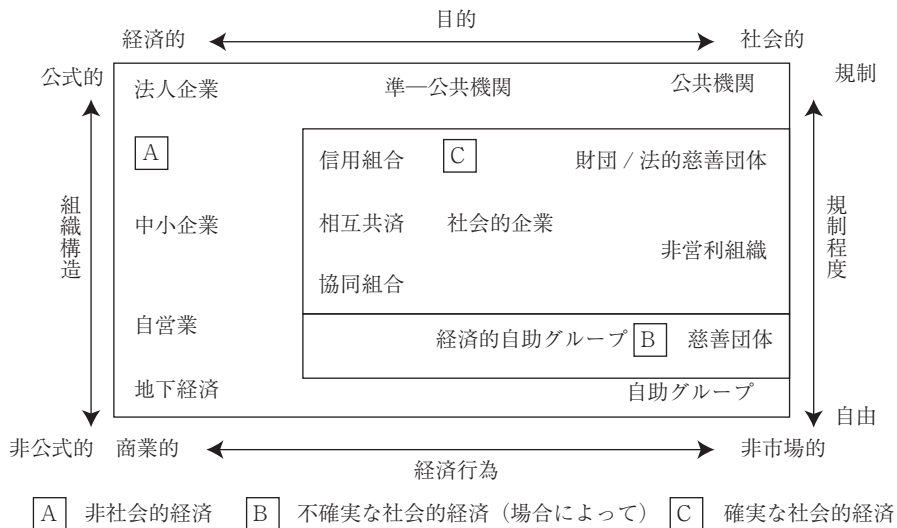
また、チュ (2010) は「社会的経済」の特性として、(1)非営利性、(2)民主性、(3)参加・連帯・ソーシャル・キャピタル、(4)社会的排除に対する対応、(5)エンパワーメント、という5つの点を取り上げながら、市場経済と異なる「社会的経済」の社会的目的を説明している。これらを簡単に説明すると、以下のとおりである。第1に、非営利性である。「社会的経済」組織は、活動に必要とされる支出を自ら充当する収入で補わなければならないが、その収益活動は、ドゥフルニ (1999) が指摘したように、利潤よりメンバーらや共同社会への奉仕を目的とするという社会的目的の達成の範囲に限定される。「社会的経済」組織は法的に営利活動をしないで非営利活動をする組織である。第2に、民主性である。「社会的経済」組織は、メンバーらによる民主的な参加と意思決定に依存する。ドゥフルニ (1999) が指摘したように、民主

主義的意思決定のプロセスと関係がある。この点は、第Ⅲ章で述べるが、アメリカ型のNPO（非営利組織）モデルと区別されるヨーロッパ型の「社会的経済」モデルだけが持つ特性である。第3に、参加と連帯、そしてソーシャル・キャピタル<sup>15)</sup>である。「社会的経済」は、メンバーらによってメンバーらが所有し、運営する人中心の組織と企業であり、地域社会開発の効果としては、雇用増大、ソーシャル・キャピタルの増大、民主主義の強化、地方政府と「社会的経済」組織とのパートナーシップの模索が取り上げられる。第4に、社会的排除に対する対応である。「社会的経済」は障害者や失業者などのマイノリティに対する社会的排除の総合的な問題解決策として注目されている。第5に、エンパワーメントである。「社会的経済」組織は、直接サービスの生産と供給に参加すると同時に、メンバーはそのサービスの需要者になる。ある問題に対して自ら考え、主体的に決定し、事業を行うことができる力である（チュ 2010：55-61）。

以上のような5つの特性は、チュ（2010）だけではなく、「社会的経済」に関する研究をしている研究者らが概ね共有している「社会的経済」の特性であるとも言える。ここで注目したのは、参加と連帯、ソーシャル・キャピタルという特性である。なぜならば、これらの特性が、市民社会的側面を表しているからである。市民社会論の視点からの「社会的経済」を確実に表現したと考えられるからである。また、こうしたソーシャル・キャピタルと協同、連帯という特性は、先に言及したように、市民社会的側面を表す代表的な特徴であり、資本より人間中心の視点と相通する。

図2の「SRCD」からの「社会的経済」の構成は、「社会的経済」の全体像をスペクトラムで表したものである。図2によると、同じ経済領域において経済的活動をする主体がどのような条件を満たすかによって市場経済と「社会的経済」に分けられる。そして、同じ「社会的経済」領域であっても目的、法的及び制度的な側面によって「社会的経済」組織が分けられるということから、

図2 「社会的経済」の構成



出所：A review of the theory and practice of social economy in anada SRCD Working Paper Series 02-02, Ninacs (2002) p.7より作成.



「社会的経済」の特性が明確になる。

この図2を見ると分かるように、経済単位及び経済主体の目的は、経済的なものと社会的ものに分けられる。経済的目的だけを追求する場合は、非社会的経済に分類されるが、「社会的経済」ならば、いくら経済的手段を取っているとしても経済的目的だけを追求するのではなく、経済的目的と社会的目的を同時に追求しなければならない。そこで、社会的目的こそが「社会的経済」における決定的な特性となる。これには協同組合、共済組合、社会的企業、非営利組織などが相当する(チョン 2014: 188)。

以上のような特性を踏まえて考えられる「社会的経済」は、活動の目的・形式などによって多様な活動の組織が存在するという点でまとめられる。具体的には、第1に、角瀬(1997)が論じたように、「自主性、民主性というその組織の特性と営利企業の利潤追求目的に支配されない経済主体として、資本主義的な市場原理の歪みを使用価値と社会的有用性<sup>16)</sup>の見地から矯正し、自由で人間的な経済を実現する」(角瀬 1997: 9)という市民社会の1つのモデルであるということである。第2に、「社会的経済」が経済的な手段を取っているが、利潤追求や組織の運営の効率性のような経済的な意味より、分配や公平性のような倫理的で社会的な意味を優先するということである。すなわち「社会的経済」が市場経済の枠内で経済的活動を行っているにもかかわらず、資本ではない人間中心の経済活動をしているということである。「社会的経済」の社会的目的は、複合的で多様である。このような複合的な目的を包含する核心的概念が人間中心の経済である。この人間中心の経済は、市民社会論的側面からも重要な概念である。

## Ⅱ 市民社会論の視点からの「社会的経済」

ここでは、上記のような認識を念頭に置きながら、市民社会論の視点から、まず「社会的経済」

をめぐる議論を検討する。そして、政策の領域における「社会的経済」が目指すべき方向性について探究する。

### 1. 「社会的経済」に対する見方①

これらの議論は、前章で言及した「社会的経済」の再登場の背景と関係があり、政策指向的概念として再登場した「社会的経済」、つまり政策の領域における「社会的経済」をどのように捉えるか、という見方について論じている。

まず、肯定的見方である。それは、「市民の満たされていないニーズを市民自らの手で実現しようとする『新しい社会運動』<sup>17)</sup>の一環であると高く評価し、その方向性と可能性に期待をかける議論」(福土 2009: 161-162)である。福土(2009)は、この背景に「ハーバーマスのコミュニケーションの行為理論や公共性概念」があるが、「とりわけ「システムによる生活世界の植民地化」<sup>18)</sup>というハーバーマスのテーゼは、市民の日常生活現場が貨幣と権力を媒体とする経済と政治にからめとられ、自由で生命力にあふれた世界を剥ぎ取られてしまっている現実を描き出すすぐれた分析枠組みを提示するものと見なされてきた」(福土 2009: 161-162)。この議論は、社会運動の枠組みで国家・市場の失敗によって生じた社会問題を自ら解決しようとするという側面と市民社会側が主導するという側面が強調されているという解釈もできる反面、国家との新しい関係を構築する市民社会という文脈の市民社会論の視点からは、政策の枠組みにおける「社会的経済」の可能性があるという再解釈もできるだろう。その可能性というのは、政策の領域における「社会的経済」を制度的側面からの「補完的仕組み」とする見方から開かれると考えられる。

こうした文脈から、「社会的経済」が「新しい社会運動」の一環であるという見方は、市民社会論の視点からみると、「社会的経済」の制度的側面に焦点が当てられた視点であり、新自由主義を

超え、「社会的経済」を1つの代案経済体制として捉える視点である。貧困と社会的排除の問題を生じさせてきた資本や効率性を強調する市場経済の枠組みから、人間を中心とする代案経済の可能性を探ろうとする立場である。

他方、批判的な見方もある。それは、「公共セクター、民間営利セクターのコーポラティズム的な関係だけでは解決することが困難な社会問題が出現してきている現状の裏返しとして、公共セクターが持っていた権限の一部を市民セクターに委譲しているにすぎず、そこには新自由主義批判の契機が含まれているというより、それ自体新自由主義の一環に他ならないという議論」である（福土 2009：161-162）。この議論は、(1)前章で述べたように、「社会的経済」が、民営化・構造改革・労働市場の柔軟化のような新自由主義政策を打ち出した国家と市場の失敗で生じた失業と福祉の個人化による社会的排除と貧困といった社会的問題の拡大を防ぐための方案として取り上げられているという背景と直接的な関係がある。また、(2)経済社会政策の枠組みで、国家と市場の失敗によって「社会的経済」が注目されるようになったという背景から、市民社会側が主導したのではなく、経済危機に直面した国家の選択によるものであるという批判である。そこには、政策の領域における「社会的経済」がどのような形態であろうが、国の影響を受ける可能性がある<sup>19)</sup>ということは排除できないだろう。

「社会的経済」が新自由主義政策の一環であるという見方は、政策論の視点も念頭に置きながら、市民社会論の視点から見ると、規範的側面に焦点があてられた見方であり、国家との対抗的関係を維持することによって市民社会としての意義を求める見方である。この見方は、国の労働の柔軟性政策と福祉の民営化政策のような新自由主義政策によって縮小した国家の役割を「社会的経済」が果たせるという期待から、ヨーロッパで経済危機に置かれた国家の戦略的な選択によって市民社会

が利用されているという考え方である。また、この考え方には1980年代からフランス政府が政策として議論をはじめ、EUがヨーロッパ全体の社会的経済的危機を打開するために戦略的に取り上げた（チュ 2010：16）という背景がある。こうした背景を直視しながら、国家と市場の原理に巻き込まれないようにするためには、「社会的経済」の規範的な側面も念頭に置きながら、政策の領域における「社会的経済」を考察することが重要である。

以上のように、肯定的見方と批判的見方から、政策の領域における「社会的経済」を制度的側面からの「補完的仕組み」と規範的側面からの「抵抗的仕組み」として捉えることができる。これは、市民社会論の視点から、政策の領域における「社会的経済」を理解する際に重要である。こうした「補完的仕組み」と「抵抗的仕組み」という見方は、相互対立する見方ではなく、バランスを前提とする相互共存する見方である。言い換えると、大高（2005）が指摘したように、「社会的経済」は既存の経済学が考慮しなかった人間の問題、貧困と社会不平等のような人間の苦痛の問題に関心を持ち、経済に社会的側面も考慮すべきであるという軸で考えられる概念である。これは、「社会的経済」が市民社会論の理念を現実化させる概念であるということの意味すると同時に、経済的側面と市民社会的側面のバランスが重要であることを意味する。この経済的側面と市民社会的側面のバランスというのは、制度的側面と規範的側面のことを指す。そこで考えられるのは、政策の領域における「社会的経済」を「補完的仕組み」のみならず「抵抗的仕組み」として再認識することによって、そのバランスを図ることができるということであろう。

このような認識を踏まえ、第2節では市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」を目指す方向性について、政策設計・立案における観点の転換という点から考えてみる。

2. 「社会的経済」に対する見方②

では、市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」を目指すために必要なものは何か、まず、政策形成の過程における観点の転換が必要である。これは、政策を考える際に、優先順位（上位概念と下位概念）に対する考え方と関係がある。図3は、優先順位によって問題認識も変わり、その問題解決に対する見方も変わるということを図式化したものである。ここで言うおきたいことがある。それは、図3が経済と市民社会の各領域を表したものであるという点である。この図式は、政策領域における「社会的経済」がどのように位置づけられているのかを表したものである。すなわち、政策立案・決定過程で経済政策の失敗をカバーするための政策であるか、市民社会の新しい活動を生み出すための政策であるか、を表したものである。そして、上位概念と下位概念というのは、政策形成の過程において優先される概念を意味する。

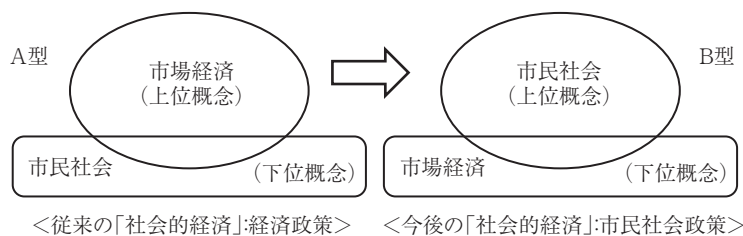
図3のA型は、経済社会政策から「社会的経済」を捉えているモデルである。このモデルは「社会的経済」が市場経済で満たされない部分を市民社会が部分的に補完するという仕組みとして捉えられているため、社会的目的が優先されるとは言えない。例えば、失業者の問題に対応するため、国の雇用政策に「社会的経済」組織が関わる場合は、競争と自己責任が強調される市場経済における労働市場を想定する国の雇用政策において、市場経

済が優先される経済政策では「社会的経済」が持つ人間中心の視点の社会的目的を果たすことは難しい。また、福祉サービスを提供するため、国の福祉政策に「社会的経済」組織が関わる場合にも、経済政策が上位概念として優先される場合は、市場指向の福祉サービスを提供する主体として「社会的経済」組織が利用される可能性が高い。

このA型は、経済政策の枠内で市民社会的要素を加えているという側面があり、市民社会論の視点からは、「社会的経済」を消極的に捉えているといえよう。これは、前節に述べた「社会的経済」に対する批判、つまり「社会的経済」が新自由主義政策の一環であるという批判の根拠になっているものである。このモデルでは、前節で言及した制度的側面の「補完的仕組み」が可能であっても、規範的側面の「抵抗的仕組み」は考えられない。すなわち、市民社会的側面が経済的側面に左右される可能性が非常に高いと思われる。

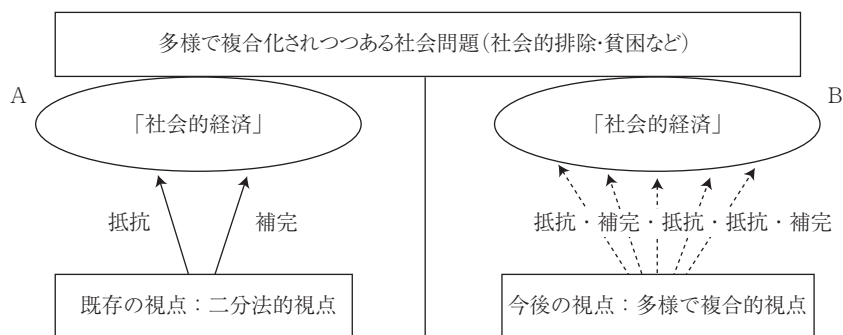
他方、B型は、市民社会政策から「社会的経済」を捉えているモデルである。このモデルは従来の市民社会で満たされない部分を市場が部分的に補完するという仕組みであるため、社会的目的が優先されると言える。このB型は、市民社会の経済的活動に対する位置づけが明確であり、市民社会論の視点からは、市民社会が上位概念になる。以上、「社会的経済」政策を論じる際に、重要な点は、市民社会が市場経済の原理に巻き込まれないようにすることである。そのためには、経済・

図3 政策領域（IN）における「社会的経済」の位置づけ



出所：筆者作成。

図4 「社会的経済」に対する見方



出所：筆者作成。

社会政策の枠内で「社会的経済」を取り上げるのではなく、市民社会政策の枠内で「社会的経済」を取り上げることが必要であろう。すなわち、市場経済が優先される政策では市民社会的側面が経済的側面に左右される可能性が高いという問題意識から、市場経済が上位の概念になっているA型から市民社会が上位概念になっているB型への移行を目指す必要がある。

そして、図4は、市民社会論の視点から、「社会的経済」に対する見方を想定したものを表したものである。図4によると、Aは、「社会的経済」を新しい社会運動の一環としてみる「抵抗的仕組み」であるという見方でなければ、国家の選択によって「補完的仕組み」として用いられている「社会的経済」であるという見方で説明されるという二分法的な見方であり、従来型の見方である。このような見方では、多様で複合化されつつある社会問題に適切な対応ができない一方、Bは「社会的経済」に対する見方が、多様で複合的な抵抗的かつ補完的な見方であり、それによって「社会的経済」が多様で複合化されつつある社会問題に適切に対応する「社会的経済」として再解釈されるという見方であり、今後の望ましい見方である。こうした見方は、社会運動的な文脈で論じられてきた古い「社会的経済」の伝統と、社会参加的文脈で論じられている「社会的経済」の実態を生か

した上で成り立つものである。

前章で述べたように、市民社会論の視点から見た「社会的経済」は、自由で人間的な経済、資本ではない人間中心の経済、人間の価値が道具でなく、目的となる協力の経済であるため、上記のような二分法的見方では、市民社会的側面を中心とする「社会的経済」を十分説明できない。市民社会論の視点からの「社会的経済」を、人間中心の経済活動をする市民社会の1つのモデルとして規定し、規範的側面からの「抵抗的仕組み」として、かつ制度的側面からの「補完的仕組み」として位置づけるべきであろう。

では、日本における「社会的経済」の現状はどのようなになっているだろう。

### Ⅲ 新しい市民社会と「社会的経済」

#### ——日本の「社会的経済」

周知のように、日本における「社会的経済」は、非営利組織と協同組合（協同セクター）として捉えられている傾向がある（富沢・川口 1997：角頼 1997）。また、日本における「社会的経済」は、「社会的経済」概念を政策の領域に積極的に取り入れているヨーロッパの影響を受け、近年「日本でも「新しい公共」<sup>20)</sup>の考え方が提起され、行政自体の改革とともに、「市民セクター」・企業・行政の協働に焦点をあて、それを支える制度として、



税制、金融、基金、市民・企業・地域の参画、法人制度のあり方など、広範な問題が検討されているが、「新しい公共」の担い手として非営利組織や協同組合が果たす役割が注目されている」（栗本 2011：71）。

その背景には、(1)1980年代の異議申し立て型の市民運動に加えて問題解決型の市民活動が登場してきたこと、(2)1980年代の中曽根内閣のもとで第二次臨時行政調査会による行政改革が展開されたこと、(3)1995年の阪神淡路大震災においてボランティアやNPOの活躍が注目されたこと、(4)1990年代以降、橋本内閣による6つの改革、小泉内閣による構造改革などによって政府行政の自由主義的改革が急速に進められたことなどに加え、(5)1998年特定非営利活動促進法の成立と2006年公益法人制度改革、2005年の会社法の制定<sup>21)</sup>されたことなどがある（後 2011：2）。市民社会論の視点から考えると、そこには、後（2011）が指摘したように、「政府行政の自由主義的改革（ニュー・パブリック・マネジメント：NPM）<sup>22)</sup>の必要性が高まるなかで」、民間と政府の新たな関係が求められるようになったという側面がある。しかしながら、結果論的に言うと、表面的には市民社会と国家が従来型の対立関係から新しい型の協力関係へ変わったように見られる側面もある。その国家と市民社会の新しい関係がいわゆる行政経営の効率性を高めるために採択された政策によるものであるなら、市民社会主導型とは言い難い側面もある。

日本では「社会的経済」という用語が直接使われていない。その代わりに第3セクターという用語が多用されているが、栗本（2011）が指摘したように、「日本の第3セクターは官民合弁企業という意味になるため」、ここでは「社会的経済」の異なる表記として使用されているサードセクターという用語を使う。しかしながら、「サードセクターの内包する概念は、地域、国によって異なっているが、ヨーロッパでは協同組合やミュー

チュアルを中心とする社会的経済アプローチが優勢であるのに対して、北アメリカでは非営利セクター論が主流である」（栗本 2011:75）。したがって、後（2011）が指摘したように、日本において「社会的経済」の現状を検討する際に重要なのは、日本の「社会的経済」、つまり日本のサードセクターが、アメリカのアプローチ（非営利セクター論）とヨーロッパ的アプローチ（社会的経済論）の、どちらの理論をもとにしているかを定めることである。なぜならば、日本の「社会的経済」がどちらの理論をもとにしているかによってその特徴が明らかになるからである。

言い換えると、アメリカ型のNPOモデルとヨーロッパ型の「社会的経済」モデルの特徴<sup>23)</sup>を検討することによって日本の「社会的経済」の現状が明らかになる。このような考え方から、アメリカ型とヨーロッパ型のモデルの特徴について簡略に述べると、以下のとおりである。第1に、ヨーロッパ型の「社会的経済」モデルは、資本主義市場の方式そのままが、経済活動の社会性を重視するという社会的方式で把握されている一方、アメリカ型のNPOモデルは、資本主義の市場活動を新自由主義のもとで行い、その補完的な役割が重視されている特性がある。第2に、ヨーロッパ型の「社会的経済」モデルは、労働市場とのリンクを重視する一方、アメリカ型のNPOモデルは、経済的側面、つまり市場性を重視する特性がある（石塚 2005：99）。また、第3に、こうした差異は、ヨーロッパ型のモデルが社会的排除と貧困といった特定の社会問題に対応することに対し、アメリカ型のモデルは幅広い社会問題に対応する。第4に、いずれにも「社会的経済」が、経済と福祉国家の危機から生じる人々の社会的排除と貧困といった社会問題に対応するため、市場経済の領域で経済的手段を取り、利益を追求しながらも、資本を優先とする市場経済の経済的目的ではなく、人間を優先とする社会的目的を実現する手段として事業を行っている点が共通する。

これらの特徴から見ると、日本の「社会的経済」がアメリカ型のNPOモデルを採択しているならば、市場志向という特徴を持つことになる。すなわち、社会性を重視するより、新自由主義的環境で、補完的な役割を果たしながらの市場性が重視されているということになるが、日本の「社会的経済」がヨーロッパ型のモデルを採択しているならば、経済活動の社会性という特性を持つことになる。すなわち、経済的活動をしながらも、市場優先ではなく、人間優先の社会性が重視されていることになる。<sup>24)</sup>

以上のような内容を踏まえて、前章で指摘した制度的側面からの「補完的仕組み」と規範的側面からの「抵抗的仕組み」としての立場から、日本の「社会的経済」を見ると、市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」を目指すためのいくつかの課題が見えてくる。第1に、大高（2005：75-76）が指摘したように、<sup>25)</sup>「社会的経済」が国によって制度化されることによって支配体制、つまり国家・市場に利用される可能性が高いという問題である。これは、支配体制の影響が強くなり、「社会的経済」が本来の社会的目的を失ってしまう可能性もあるということの意味する。第2に、非営利組織（NPO）の「商業主義化傾向」と「政府の付属組織化」という批判（角瀬 1997：5）と経営上の危機から、アイデンティティの危機への深化が問題となってくる（角瀬 1997：2）ことである。第3に、「社会サービスを提供することが重要な機能となる。そのためには、営利を目的とはしないが、社会サービスを持続的・継続的に提供しつづけられる組織としての運営や経営を行うことが必要である」（安立 2005：19）。しかしながら、この課題は、福祉NPO、特に事業型のNPOに限定した内容であるものの、社会サービスを持続的・継続的に提供できるように、ある程度の予算を確保するための具体的な方案がなければ、社会的な側面より経済的な側面が優先されてしまう可能性がある。

これらの問題をクリアするという課題は、現在日本の市民社会領域で行われているNPOのアイデンティティに関する研究と相通するのである。これは、「社会的経済」の市民社会的側面が経済的側面に左右される可能性があるということの意味する。したがって、こうした可能性を見直すことこそが、今後の日本の「社会的経済」において重要な課題になるだろう。

現在、日本の政策領域における「社会的経済」、サードセクターは、「特定非営利活動促進法（NPO法）」の成立（1998年）、民法改正による公益法人制度改革（2006年）などの法的・制度的枠組みでアメリカ型の非営利セクター論で説明されている傾向があると思われる。日本でも従来から、ヨーロッパ型の「社会的経済」論をもととする消費生活協同組合や農業協同組合などのような多様な協同組合の活動も盛んであった（後 2011：3）ということ念頭に置きながら、多様で複合化されつつある社会問題に適切に対応できる「社会的経済」を目指すべきであろう。そのためには、まず、政策形成過程から市民社会が市場経済より上位概念で捉えられる「市民社会政策」の枠組みの中で「社会的経済」を取り上げる必要がある。それには、「社会的経済」に対する視点が、「社会的経済」の特性を単純化してしまう可能性がある二分法的視点から、多様で複合的な視点へ転換する必要がある。

## おわりに

以上のように、本研究では、現在政策の領域において重要な概念として取り上げられている「社会的経済」を、市民社会論の視点から、「社会的経済」の特性に焦点をあてて、市民社会的側面が経済的側面に左右されないため、「社会的経済」がどのような方向性を模索すべきなのか、について考察した。そして、その内容をもとに日本の「社会的経済」について検討を行った。

現在、政策の領域で有用な概念として取り上げ

られている「社会的経済」は、経済と福祉国家の危機から生じた社会的排除と貧困といった社会問題に対応するという背景から、利益を得るために、経済的な手段を取りながらも、利益の追求という市場経済の経済的目的とは異なる社会的目的を実現する仕組みであり、市民社会の1つのモデルである。こうした「社会的経済」は、国家と市場の失敗で生じた貧困と失業を解決すべき目標とし、社会的排除を克服するという側面からの政策指向的概念として、市民権を強化・回復するという側面からの市民社会的概念として、その重要性が高まっている。

しかしながら、第1章で述べたように、実際に「社会的経済」が再び注目されるようになった背景には、経済・社会政策の枠組みで、市民社会側が主導したものではなく、経済危機に直面した国家の選択によって経済打開策の一環であったという側面があるということから、市民社会が市場経済に左右されてしまったという見方でも捉えられる。

市民社会論の視点から、「社会的経済」を理解する際に最も重要なのは、市民社会的側面が経済的側面に左右されないことであり、そのために必要なのは、「社会的経済」に対する見方の転換である。それが、制度的側面からの「補完的仕組み」、規範的側面からの「抵抗的仕組み」として「社会的経済」に対する見方を再認識することである。「社会的経済」が資本より人間を中心とする視点で社会的問題を自ら解決するという主体的思想という伝統を引き継いでいるため、「社会的経済」が既存の経済学が考慮しなかった貧困と社会不平等のような人間の苦痛の問題に関心を持ち、経済に社会的側面も考慮すべきであるという市民社会論の理念を現実化させる力になると思われる。

このような認識を踏まえ、市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」を想定するには、市民社会が市場経済より上位概念で捉えられる「市民社会政策」の構築が必要である。そ

れは、「社会的経済」に「社会的経済」の特性を単純化してしまう可能性がある二分法的視点から、多様で複合化されつつある社会問題に適切に対応できる多様で複合的な視点への転換が必要であろう。

最後に、いくつかの今後の研究課題も残されている。第1に、「抵抗」という概念に関する考察が不十分であった。第2に、日本の政策領域における「社会的経済」に関する考察が不十分であった。今後は以上のような課題についての研究を進めていきたい。

- 1) ここでいう市民社会論の視点とは、政治モデル市民社会、市場モデル市民社会、公的領域モデル市民社会に関する言説に立っている視点である。すなわち、社会的経済的背景の変化によって、国家・市場との関係性が変わる市民社会を規定するという言説に基づく視点である。市民社会論において「社会的経済」を取り上げるのは重要である。それは、「社会的経済」が伝統的文脈からの古い概念であると同時に、現代的文脈からの新しい概念でもあるという点と関係がある。ここではこのような点に着目している。
- 2) ここでいう政策の領域における「社会的経済」というのは、国の政策の領域で取り上げられている「社会的経済」を意味すると同時に、国によって制度化された「社会的経済」を意味する。
- 3) 市民社会的側面が経済的側面に左右されない「社会的経済」というのは、資本より人間が優先される「社会的経済」を実現するという意味である。例えば、効率性・競争・自己責任のような側面が優先されない「社会的経済」である。
- 4) ここでいう伝統的文脈というものは、「社会的経済」思想の伝統も考慮する歴史的な文脈を指す。
- 5) 現代的文脈からの「社会的経済」は、他に、ソーシャル・イノベーションとしてのソーシャル・キャピタル、ソーシャル・ビジネスという新しいカテゴリで研究されている。これらの研究も市民社会における「社会的経済」を考察する際に重要であるが、ここでは扱わない。
- 6) この社会運動的側面が強いというものは、伝統

的「社会的経済」の特性を指す。勿論、新たな「社会的経済」の形態の一環として捉えている政策領域の外側（OUT）の「社会的経済」がその伝統を引き継いでいる。

- 7) 「社会的排除」は、貧困のような生活環境によって多くの人々が社会サービス・社会的関係から排除されるということの意味する。社会的排除と包摂という概念に関する具体的内容については、福原編（2010）参照。「社会的排除」は、すでに1970年代のフランス、80年代のイギリスやEUの政治の舞台において部分的にはあるが使用されてきた。しかしながら、福祉国家再編下における社会政策のキーワードとして広くヨーロッパ全般で用いられるようになるのは1990年代に入ってからである。その背景には、失業問題の深刻化、雇用不安の増大、複雑化する社会問題に対応する社会保障や社会政策が「社会的統合（social inclusion）の砦としての機能を失いつつある」という認識の広がりがある。また、進展するヨーロッパ統合過程において、EU加盟国間の社会経済的平準化が最重要課題として浮上する中で、各国間の「格差の是正」という政策課題とのかかわりにおいて、より構造的・全体的な視点から問題群を把握する枠組みとして「社会的排除」に注目が集まるようになった」（大高 2005：68）。
- 8) 「社会的経済」に関する多くの日本の研究ではEUとOECDの「社会的経済」が紹介されていると同時に、多く引用もされている。「社会的経済」の歴史的思想を踏まえて紹介している研究と、政策指向的概念だけに焦点をあてて紹介している研究がある。大沢（2011）参照。
- 9) 福原（2010）は「社会的排除」要因は多次元であるという。「経済的次元の要因は、長期失業や不安定雇用、そして貧困である。社会的次元の要因は、仕事を通じて社会との結びつきの断絶、家族やコミュニティとの結びつきの断絶、そして社会的諸権利に関わる社会的諸制度や政策からの排除を意味する。政治的次元の要因は、投票権や自らの状況を政治に訴える手段が剝奪されている状況を意味する」（福原 2010：35）。ここに福原は文化的次元を加えた。
- 10) 「自由的（liberal）経済と社会的（social）経済に関する議論が活性化したのである。自由的

経済を主張する側（例えば、アダムスミス）は、国民国家と国民経済体系から、国家と市場を規制の対象として扱い、社会的なものが経済的なものに属する理論を提示した。一方、社会的なものが優先するという立場（例えば、ブルードン）、つまり（伝統的文脈からの）社会的経済を主張する側は、経済が平等主義などの社会的目的に寄与するように規制されることを要求した」（チュ 2010：13-14）。この社会的なものが経済的なものに属するという自由的経済に関する議論は、本研究の問題意識と相通する。また、現在政策の領域における「社会的経済」が、実際に経済政策の枠内で取り上げられているという事実からも予測できる。

- 11) 田中（2010）によると、「公的セクターの後退により伝統的な混乱経済が変容を示すなかで、新たに注目されているのが「社会的経済」である」（田中 2010：31）。混乱経済とは、「一般的には、経済に占める公的セクターのウエイトが高まり、これが私的セクターと並んで大きな役割を果たすようになった経済といった意味に解されている」（田中 2010：28）。
- 12) 反面、社会運動の枠組みは国家と市場の失敗によって生じた社会問題を自ら解決しようとするという側面と、市民社会側が主導するという側面もある。ここでは、政策の領域における「社会的経済」を対象にしているため、社会運動の領域における「社会的経済」については議論しない。
- 13) ステークホルダー（Stakeholder）とは、利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する利害関係者を指す。例えば、消費者、投資家、株主、従業員、債権者、地域社会、行政機関などがある。この用語は、経営分野で多く用いられている用語であるが、最近では様々な分野で応用されている用語である。「社会的経済」の領域では、「社会的経済」組織のメンバーらが相互的に満足できるような活動をするという意味で用いられている。
- 14) 「100年に一度のツナミ」といわれた世界金融経済危機をめぐり、主要国の財政赤字や繰り返す金融不安、失業率の高止まりなど、先行きは不透明である。とくに日本は、先進国のなかでも突出した累積政府債務をかかえ、デ



- フレや株価低迷ばかりでなく少子高齢化や自殺、貧困といった社会問題にも悩んできた」(大沢 2011: 1)。
- 15) 宮川は経済社会と市民社会の軸から、ソーシャル・キャピタル論の歴史的背景はトクヴィルによるアメリカの市民社会と民主主義の観察に根源があるとし、ソーシャル・キャピタル研究は市民社会論研究とともに進行されなければならないと指摘した(宮川 2004:47-49)。「ソーシャル・キャピタル (Social Capital)」は、信頼・規範・ネットワークという特性として説明されていると同時に、信頼・規範のような認知的なものやネットワークのような構造的なものという特性として説明されている。ソーシャル・キャピタルについては、宮川(2004)、稲葉(2006)参照。
- 16) 角頼(1997)は、「第3セクターとしての非営利・協同組織は、「市場の失敗」や「政府の失敗」によって第1セクターの営利企業や第2セクターの公的組織が社会のニーズを充足しえない場合、それに代わって社会的需要を満たしていく役割を担っていることがわかる。それはまた21世紀を展望した経済民主主義において、政府組織の硬直性や官僚主義の弊害を免れた」(角頼 1997: 9)という。
- 17) 「新しい社会運動 (New Social Movements)」の特徴は、(1)主体の変化:階級的労働運動から、住民運動や反原発運動、女性運動などに変化、(2)手法・スタイルの変化:従来の抗議・抵抗型の運動から、説得・政策実現型のものへの転換、(3)対象の変化:環境保護運動やコミュニティ形成運動への変化、が挙げられる(牛山 2006: 261-262)。
- 18) ハーバーマスは、道具的理性を基に道具的な行為と戦略的な行為が中心になっている国家・市場システムの原理が、生活世界まで浸透し、生活世界を縮小し、瓦解させていると述べている。それによって社会的なコミュニケーションが、断絶される恐れがあると論じながら、彼はこれを「生活世界の植民地化」と呼んでいる。例として1980年代以後活発な活動を見せている環境運動、反戦・反核運動、女性運動などのような社会運動が挙げられる(金 2011: 55)。
- 19) 石塚(2005: 100-101)は、ケベックの「社会的経済」の事例を紹介しながら、「社会的経済」の制度化がもたらす問題点を指摘している。彼によると、ケベックの「社会的経済」は、コミュニティ運動という市民運動系からのもので、最初は国家・市場に対する批判意識のもとで、政治的影響力があつたが、コミュニティセクターの設立のため、政府の予算と主導性が強くなることにより、その市民運動組織が、専門化組織として制度化される傾向が強くなり、多くの市民運動組織が、その本来の自主性と独立性を失うという問題が生じた。その結果、一部の市民組織は、行政(国)による制度化を避けるようになり、よりラディカル化された。この事例は、「社会的経済」が、政策の枠組みの中で制度化されるという点において重要な示唆を与えている。
- 20) 「2009年9月の政権交代後、最初に首相を務めた鳩山由紀夫は、衆議院本会議での初の所信表明演説(2009年10月26日)において、「新しい公共」を重要政策課題として取り上げた。(中略)「新しい公共」円卓会議が策定した「新しい公共」宣言では「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けた様々な当事者の自発的な協働の場」として定義されている」(坂本 2012: 65)。
- 21) 「2005年の会社法の制定によって非営利株式会社が可能になり、株式会社の形態を取りながら社会問題の解決を中心的目的とするような事業体(例えば、社会的企業、社会起業家)も注目されるようになってきている」(後 2011: 3)。
- 22) New Public Management (NPM) とは、「行政経営に成果の追求を目指した「改革イニシアティブ(自発的に、自ら率先して改革を推進しようとする行動)」を引き出す制度設計を行いながら、民間企業で活用されている経営理念や改革手法を可能な限り適用することで、行政経営の効率性や生産性、有効性を高めようとする試み全体を総称するものである。このNPMは、各国の行政実務の現場において、公的部門の効率化、活性化を図ることを目的に推進されてきた様々な試行錯誤の結果として現れたものである」。
- 23) また、非営利組織 (NPO) という用語は、「1つは、「社会的経済」論で使用されるアソシ

ーションに対応するもので、協同組合と共済組合という自助組織と区別され、自分たちだけでなく主として「他者を助ける組織」という意味合いで用いられる。これは狭義の非営利組織である。もう1つは、協同組合、共済組合、アソシエーションなどの非営利目的の組織を総括して非営利組織という言葉が用いられる場合がある。これは広義の非営利組織である」(富沢・川口 1997: 4-5)。ここでいう狭義の非営利組織とは、アメリカ型のモデルであり、広義の非営利組織とは、ヨーロッパ型のモデルであるが、日本の「社会的経済」の現状を把握する際に、このような区別は意義があると思われる。

- 24) しかしながら、日本の「社会的経済」、つまりサードセクターは、ヨーロッパ型のモデルとアメリカ型のモデルが混在しているという見解もあり、アメリカ型のモデル(非営利組織論)をもとにしているという見解(後 2011: 柏谷 2003)もある。
- 25) 大高(2005)が「社会的経済」の問題として、(1)「社会的経済」組織の企業化・資本化という問題と、(2)「社会的経済」が国家によって制度化されることで「社会的経済」の本来の目的を失う可能性があるという問題、2つを取り上げているが、「社会的経済」組織の企業化・資本化、特に協同組合の巨大化という問題は、日本の「社会的経済」の状況に相応しくないとされるため、ここでは、後者だけを取り上げた。そして、日本でも、「アメリカ発の非営利セクターの概念は日本の政策や言説においても流布しているが、フランス発の社会的経済の概念も新たな注目を集めつつある」(栗本 2011: 71)。これは、日本のアメリカ型のNPOモデルに対する問題意識からの傾向として捉える。

### 参考文献

- 〈日本語〉
- 安立清史 「福祉NPO概念の検討と日本への応用」『大原社会問題研究所雑誌』, 法政大学, 2005年, 1-25頁.
- 石塚秀雄 「ケバックの社会的経済」『都留文科大学研究紀要』, 都留文科大学, 61, 2005年, 99-109頁.
- 稲葉陽二 「ソーシャル・キャピタルの政策的含意」『政経研究』, 日本大学法学会, 42(3), 2006年, 743-

763頁.

- 牛山久仁彦 「社会運動と公共政策—政策形成における社会運動のインパクトと「協働」政策の課題」『社会学評論』, 日本社会学会, 2006年, 259-274頁.
- 後房雄 「日本におけるサードセクターの範囲と経営実態」, 独立行政法人経済産業研究所 (RIETI), 2011年, 1-17頁.
- 大沢真理 「社会的経済の戦略的意義—EUと日本の2000年代経済社会ガバナンスを比較して」大沢真理編『社会的経済が拓く未来』, ミネルヴァ書房, 2011年, 13-44頁.
- 大高研道 「社会的排除と社会的経済」『北海学園大学経営論集』, 北海学園大学, 2(4), 2005年, 67-84頁.
- 角瀬保雄 「非営利・協同組織と民主的管理—社会的経済企業, NPO『民主経営』」『経営志林』, 法政大学, 34(2), 1997年, 1-11頁.
- 粕谷信次 「グローバリゼーションと「社会的経済」」『経営志林』, 法政大学, 70(4), 2003, 127-213頁.
- 金恩愛 「「抵抗」のモデルを用いた日本の市民社会に関する考察—「新しい市民社会論」の検討を通して」『総合政策大学院研究年報』, 中央大学, 14(2), 2011年, 41-57頁.
- 栗本昭 「日本の社会的経済の統計的把握に向けて」大沢真理編『社会的経済が拓く未来』, ミネルヴァ書房, 2011年, 71-101頁.
- 坂本治也 「地方政府に対するNPOのアドボカシーと協働—「新しい公共」の実証分析」『政策科学』, 2012年, 65-94頁.
- 田中修 「世界経済危機を契機に資本主義の多様性を考える—混合経済から社会的経済へ—フランス」『ファイナンス』, 2010年, 28-32頁.
- 富沢賢治・川口清史編 『非営利・協同セクターの理論と現実—参加型社会システムを求めて—』, 日本経済評論社, 1997年.
- 福土正博 「「社会的質 (social quality)」が問いかけるもの—社会的経済の視座から」『東京経大会誌経済学』, 東京経済大学, No. 262, 2009年, 161-181頁.
- 福原宏幸 「社会的排除／包摂論の現在と展望」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』, 法律文化社, 2010年, 11-39頁.
- 福原宏幸編 『社会的排除／包摂と社会政策』, 法律文化社, 2010年.

- 宮川公男 「ソーシャル・キャピタル論—歴史背景、理論および政策的含意」 宮川公男・大守隆編、『ソーシャル・キャピタル』, 東洋経済新報社, 2004年, 3-54頁.
- 山内直人編 『NPO 白書』, 大阪大学大学院国際公共政策研究科 NPO 研究情報センター, 2004年.
- 羅一慶 『日本の市民社会における NPO と市民参加』, 慶應義塾大学出版会, 2008年.
- 〈英語〉
- Defourny, J. and P. Develtere, *The Social Economy : The worldwide making of a third sector*, Centre D' economie Sociale, 1999, pp. 3-35.
- EESC, *The Social Economy in the European Union*, EU, 2010.
- OECD, *Social Economy : Building Inclusive Economies*, Paris, 2007.
- SRCD, *A review of the theory and practice of social economy in Canada*, SRCD Working Paper Series 02-02, Ninacs, 2002.
- 〈韓国語〉
- 주성수 (チュ, ソンス) [사회적경제 이론/제도/정책] 한양대학교출판부, 2010.
- 정태인 (チョン, テイン) [협동의 경제학] 레디앙, 2014.
- 장원봉 (チャン, ウォンボン) [사회적경제의 이론과 실제] 나눔의 집, 2006.

